



地域生活支援事業

移動支援事業

日中一時支援事業

1. 契約方法の変更

令和6年度より業務委託契約から登録制へ変更となります。

移動支援事業及び日中一時支援事業は、事業者台帳に登載された者が実施することになります。

令和5年度に業務委託契約をしている事業者は、すでに事業者台帳に登載されています。

令和6年度以降の事業継続に必要な提出書類については3月末までに別途、ご連絡いたします。

2.事業実施の報告（令和6年3月利用分まで）

- ①事業実施報告書
- ②業務完了報告書
- ③請求書

事業実施翌月 10日必着

特に 3月分は遅延した場合は支払い
ができないため、ご注意ください。

2.事業実施の報告（令和6年4月利用分から）

- ①事業実施報告書
- ②請求書

事業実施翌月 10日必着

特に 3月分は遅延した場合は支払いが
できないため、ご注意ください。

※請求に係る書類の様式等は3月末までに別途、
ご連絡いたします。

3. 移動支援事業の利用料

移動支援事業の利用料は、障害福祉サービス等の居宅介護の通院等介助の単位数を準用しています。

令和6年4月1日より令和6年度障害福祉サービス等報酬改定が行われますので、令和6年4月1日以降の移動支援のサービスに対する費用については、改定後の単位数を適用してください。

4.日中一時支援事業の利用料

令和6年4月1日より利用料を下記のとおり見直しいたします。

	改正前利用料		改正後利用料	
障害児	1時間あたり	900円	1時間あたり	1,000円
障害者	1時間あたり	800円	1時間あたり	1,000円

※改正後利用料は令和6年4月1日利用分より適用。

5.浜松市地域生活支援事業受給者証

各受給者の担当窓口は受給者証の裏面に「○」で示されています。

請求書類の提出は担当窓口へお願いいたします。

受給者証は年度ごとの更新となります。地域生活支援事業を利用する際は必ず、受給者証をご確認ください。

浜松市地域生活支援 事業受給者証 (裏面の一部)

担当窓口		電話番号
中央福祉事業所	社会福祉課 (中央区役所内)	457-2057
	(東) 社会福祉担当 (東行政センター内)	424-0176
	(西) 社会福祉担当 (西行政センター内)	597-1159
	(南) 社会福祉担当 (南行政センター内)	425-1485
浜名福祉事業所	社会福祉課 (浜名区役所内)	585-1697
	(北) 社会福祉担当 (北行政センター内)	523-2898
天竜福祉事業所	社会福祉課 (天竜区役所内)	922-0024
予備欄		

この欄に「○」がついています